熊本市こどもの未来応援基金実施要綱

制定　平成　８年　３月　１日市民生活局長決裁

改正　平成１３年　４月　１日市民生活局長決裁

（略）

平成２４年　１月２４日子ども政策課長決裁

平成２４年　９月　１日子ども支援課長決裁

平成２５年　３月１２日子ども支援課長決裁

平成２７年　３月１１日市長決裁

平成２９年１１月２９日子ども支援課長決裁

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 平成３１年　３月２７日市長決裁

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　２年　３月３１日子ども政策課長決裁

　令和　２年　７月２７日子ども政策課長決裁

　令和　５年　３月３１日市長決裁

　令和　５年　４月　１日こども政策課長決裁

（趣旨）

第1条　この要綱は、熊本市こどもの未来応援基金条例（平成6年条例第14号）第5条に定める運用益金の処理に関し、その方法について定めるものである。

（助成の対象）

第2条　熊本市こどもの未来応援基金（以下「基金」という。）は、次の各号のいずれかに該当する活動を助成の対象とする。

(1)　地域における子育て支援活動

(2)　児童の健全育成を目的とする活動

(3)　障がいをもつ児童を支援する活動

　(4)　ひとり親家庭及び両親のいない児童を支援する活動

(5)　父親の子育て及び育児参加を推進する活動

(6)　食事の提供を通し全てのこどもが気軽に立ち寄れるこどもの居場所づくりを行う

活動

(7)　前号のこどもの居場所づくりに加え、学習等様々な学びの支援を行う活動

(8)　企業や一般家庭等から無償で食料の提供を受け、こどもやこどもの居場所づくりを

行う活動団体に対し無償で食料を提供する活動

(9)　前各号に掲げるもののほか、熊本市こどもの未来応援基金運営委員会（以下「運営

委員会」という。）において、ふさわしいと認める活動

2　基金による助成は、次の各号のいずれかに該当するものに対し行う。

(1)　前項第1号から第5号まで又は第9号に規定する活動を行うもののうち、次に掲げる団体又は個人

ア　設立から3年以内の団体

イ　活動の開始から3年以内の個人

ウ　効果的かつ先進的な活動を行い、他の模範となる団体又は個人

(2)　前項第6号に規定する活動を行うもののうち、次に掲げる団体

　ア　既に活動を行っている団体

　イ　申請年度内に開始することが確定した団体

ウ　申請年度内に前項第7号の学びの支援を行う活動を拡充することが確定した団体

　(3)　前項第8号に規定する活動のうち次に掲げる団体

ア　既に活動を行っている団体

イ　申請年度内に開始することが確定した団体

3　第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、助成の対象とならない。

(1)　営利を目的とする場合

(2)　個人に金品を支給する場合

(3)　各年度の事業費から他の助成金等を差し引いた額が、第4条第1項第1号に定める助成金の額に満たない場合

(4)　助成を受けようとする団体又は個人が、当該事業に係る助成金等を熊本市から受けている場合

(5)　前各号に掲げるもののほか、運営委員会が不適と認める場合

（助成対象経費）

第3条　助成の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、前条第1項に規定する活動に必要な経費のうち別表第１に掲げる経費とする。ただし、運営委員会が特に必要と認める場合は、この限りではない。

（助成額）

第4条　助成金の額は、次の各号に掲げる助成金の区分に応じ、当該各号に定める額（当該助成対象経費の額が各号に定める額を下回るときは、当該助成対象経費の額）とする。

(1)　第2条第2項第1号ア及びイに掲げる団体又は個人に対する助成金　初年度及び次年度に各5万円

(2)　第2条第2項第1号ウに掲げる団体又は個人に対する助成金　単年度上限10万

　 円

(3)　第2条第2項第2号アに掲げる団体に対する助成金　実施回数に応じた次の額を単年度の上限とする。ただし、天災その他やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

　　　年 4～12回　　5万円

　　　年13～18回　　7万円

　　　年19～24回　 10万円

　　　年25回以上　 15万円

(4)　第2条第2項第2号イ及びウに掲げる団体に対する助成金　単年度上限5万円

(5)　第2条第2項第3号に掲げる団体に対する助成金　単年度上限30万円

2　それぞれの団体又は個人は、前項各号の助成金に重ねて申し込むことはできないことと

する。ただし、次の各号に掲げる場合はこの限りではない。

(1)　前項第3号の交付を受けるものが同項第4号に申し込む場合

　(2)　前項第4号の交付を受けるものが同項第3号に申し込む場合

（資格要件）

第5条　第2条第2項第1号の団体又は個人で助成を受けようとするものは、次の要件を

満たさなければならない。

(1)　個人で助成を受けようとするものは、熊本市在住であること。

(2)　団体で助成を受けようとするものは、熊本市内に本拠地又は事務所があること。

2　第2条第2項第2号ア及びウの団体で助成を受けようとするものは、次の要件を全て満たさなければならない。

(1)　熊本市内で開設しているもの

(2)　開催時、常駐できる責任者を配置し、国等の通知に基づき安全面・衛生面につい

て適切な配慮を行っていること

(3)　責任者とは別に、活動の補助等ができるスタッフを1名以上配置すること

(4)　3人以上で構成されていること

(5)　継続した運営をする意思及び能力を有すると認められること

(6)　こどもが広く参加できるように広報し、団体関係者等特定の者しか参加できない運営を行わないこと

(7)　定款・会則等を備えていること

3　第2条第2項第2号イの団体で助成を受けようとするものは、次の要件を全て満たさなければならない。

(1)　熊本市内で開設するもの

(2)　前項第2号から第7号までの要件

4　第2条第2項第3号の団体で助成を受けようとするものは、次の要件を全て満たさなければならない。

(1)　熊本市内で開設しているもの又は熊本市内で開設するもの

(2)　特定非営利活動法人、社会福祉法人、公益財団法人、公益社団法人、一般社団法人、消費生活協同組合または農業協同組合のほか、運営委員会がふさわしいと認める団体

(3)　開設時、常駐できる責任者を配置し、国等の通知に基づき安全面・衛生面について適切な配慮を行っていること

(4)　責任者とは別に、活動を補助等ができるスタッフを１名以上配置すること

(5)　3人以上で構成されていること

(6)　継続した運営をする意思及び能力を有すると認められること

(7)　定款・会則等を備えていること

（助成の期間等）

第6条　第4条第１項第１号に規定する助成金は、連続した２箇年度の期間において交付するものとする。

2　第4条第1項第2号、第3号、第4号及び第5号に規定する助成金は、1箇年度の期間

において交付するものとする。

3　第4条第1項第1号及び第4号に規定する助成金の交付を受けたものは、再度当該助成

金を申し込むことはできないこととする。

（助成金の申込み）

第7条　助成を受けようとするものは、助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長が定める日までに市長に提出しなければならないこととする。

(1)　事業計画書（様式第1号の2）

　(2)　事業収支計画書（様式第1号の3）

　(3)　その他市長が必要と認める書類

（助成金の決定）

第8条　助成する活動（以下「助成活動」という。）及び助成金の額の決定は、助成金の区分に応じ、次の各号に掲げる審査基準表に基づき、運営委員会の審議を経て市長が行う。

(1)　第2条第2項第1号に規定する助成活動及び助成額の決定　別表第2「審査基準表」

(2)　第2条第2項第2号に規定する助成活動及び助成額の決定　別表第3「要件審査表」

(3)　第2条第2項第3号に規定する助成活動及び助成額の決定　別表第4「要件審査表」

2　運営委員会は、前項の審議の際に申請者に対し説明を求めることができる。

3　市長は、第1項の決定を行ったときは、速やかに助成金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

4　市長は、助成の決定に当たって必要と認めるときは、条件を付すことができることとする。

（助成活動の変更等）

第9条　前条第3項の規定により助成金交付決定通知を受けたもの（以下「助成金交付対象者」という。）は、活動の実施に当たって、内容の変更、予算の変更、中止、取下げ等の理由が生じたときには、あらかじめ助成事業等計画変更申請書（様式第2号の2）を市長に提出し、その承認を受けなければならないこととする。

2　市長は、前項の報告があった場合は、助成金交付取消・変更通知書（様式第2号の3）により助成金の額の変更、中止及び取消し等を行うことができることとする。

（実績報告）

第10条　助成金交付対象者は、助成事業等が完了したときは、その日から30日を経過する日又は当該年度の末日のいずれか早い日までに助成金実績報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならないこととする。

(1)　事業収支決算書（様式第3号の2）

(2)　食料受入一覧表（様式第3号の3）（第2条第2項第3号の助成を受けるものに限

る。）

(3)　食料支援一覧表（様式第3号の4）（第2条第2項第3号の助成を受けるものに限

る。）

(4)　領収書等の事業に係る経費の支出を証する書類又はその写し

(5)　その他市長が必要と認める書類

２　市長は前項の規定よる実績報告書に疑義又は不明の事項がある場合には、実施の状況の調査を行い、又は助成金交付対象者に対して説明を求めることができることとする。

３　市長は、助成金交付対象者に対し、活動事例の発表及び広報活動への協力を求めることができることとする。

（助成金の額の確定）

第11条　市長は、助成金実績報告書を受けた場合において、その報告に係る助成活動の成果が助成金の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたとき、又は助成決定金額を減額したときは、交付すべき助成金の額を助成金交付決定通知書に基づき確定し、助成金交付確定通知書（様式第4号）により助成金交付対象者に通知するものとする。

２　助成金交付対象者は、助成金交付確定通知を受けた日から30日以内に助成金交付請求書（様式第5号）を提出しなければならないこととする。

３　市長は、前項に規定する請求書を審査し、適当であると認めたときは、これを受理した日から起算して30日を経過する日までに助成金を助成金交付対象者の指定する銀行の口座に振り込むものとする。

（助成金の交付）

第12条　助成金は、前条により確定した額を助成活動の終了後に交付するものとする。

2　前項の規定にかかわらず、助成活動の性質上その事業の終了前又は年度途中に交付する

ことが適切と認めるときは、一括又は分割して事前に概算額を交付することができる。

3　前項の交付を受けようとする助成金交付対象者は、助成金概算交付申請書（様式第6号）

を市長に提出しなければならないこととする。

4　市長は、第2項の概算額の交付決定をしたときは、助成金概算交付通知書（様式第7号）

により助成金交付対象者に通知するものとする。

（決定の取消し）

第13条　市長は、助成金交付対象者が次のいずれかに該当すると認めるときは、助成金

　の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1)　助成金を他の用途に使用した場合

(2)　虚偽その他不正な手続きにより助成金の交付を受けた場合

(3)　活動を途中で中止したとき、又は活動を実施しなかった場合

　（助成金の返還）

第14条　市長は、助成金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分

　に関し既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、これを返還させるものとする。

　ただし、天災その他やむを得ない事情により活動の遂行ができなくなったときは、その事

　情を考慮のうえ助成金の返還を求めるものとする。

2　市長は、交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が

　交付されているときは、期限を定めて、これを返還させるものとする。

　（違約加算金）

第15条　助成金交付対象者は、第13条の規定による取消しを受け、助成金の返還を請求

　されたときは、その請求に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助

成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を

控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を市に納付しなけ

ればならないこととする。

2　助成金が2回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、

　返還を請求された額に相当する助成金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還

　を請求された額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を請求された額に達す

　るまで順次遡りそれぞれの受領の日において受領したものとする。

3　第1項の違約加算金を納付しなければならない場合において、助成金交付対象者の納付

　した金額が返還を請求された助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還

　を請求された助成金の額に充てられたものとする。

　（他の助成金等の一時停止等）

第16条　市長は、助成金交付対象者が助成金の返還を請求され、当該助成金又は違約加算

　金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して同種の事務又は事業につ

いて交付すべき助成金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止するこ

とができることとする。

（補則）

第17条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成８年３月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２２年９月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２４年３月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２４年９月１日から施行する。

　　附　則

この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

　　附　則

（施行期日）

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則

１　この要綱は、平成２９年１１月２９日から施行する。

２　この要綱による改正後の熊本市エンゼル基金実施要綱第３条及び第９条の規定は、この要綱の施行の日以後になされた申請に係る熊本市エンゼル基金による助成について適用する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱による改正後の熊本市子どもの未来応援基金実施要綱の第７条及び第８条

の規定は、この要綱の施行の日以後になされた申請に係る熊本市子どもの未来応援基

金による助成について適用する。

附　則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和２年７月２７日から施行する。

附　則

１　この要綱は、令和５年３月３１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱による改正後の熊本市子どもの未来応援基金実施要綱の第７条及び第８条

の規定は、この要綱の施行の日以後になされた申請に係る熊本市子どもの未来応援基

金による助成について適用する。

附　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

別表第1　対象経費（第3条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 費目 | 内訳 |
| 報　償　費 | （１）講演会、講習会、研修会等に要した講師謝礼金、助成事業に携わった者に対する謝金等（２）会員（団体の構成員をいう。以下同じ。）への支出は、対象経費としない。（３）第2条第2項第3号の助成を受けるものに限り、対象経費としない。 |
| 需　用　費 | （１）活動上必要とされる物品の購入（消耗品、印刷製本費、材料費、［食料費（食材費）は含まない］、図書費、写真代、コピー代、医薬材料費等）（２）第2条第2項第2号の助成を受けるものに限り、食料費（食　　材費）を対象経費とする。ただし、会食代は対象経費としない。 |
| 燃料光熱水費 | （１）催し物、会議室等の冷暖房料等（２）第2条第2項第3号の助成を受けるものを除き、自宅や他の事業に使用する事務所等を利用する場合は、対象経費としない。（３）第2条第2項第3号の助成を受けるものに限り、食料支援活動に係る事務所、倉庫の光熱水費、支援食料を直接受取又は届ける際に要する車両燃料代を対象経費とする。 |
| 役　務　費 | （１）通信費（はがき、郵便切手代）、運搬費、広告料、保険料等（２）保険料については、参加者及び団体の構成員の助成事業に係るケガや賠償責任の保障を行う保険の保険料を対象とする。 |
| 使用料及び賃借料 | （１）催し物や会議の施設等使用料、車両、機械等借上料（２）第2条第2項第3号の助成を受けるものを除き、自宅や他の事業に使用する事務所等を利用する場合は、対象経費としない。（３）第2条第2項第3号の助成を受けるものに限り、食料支援活動に係る施設等使用料、車両及び機械等借上料を対象経費とする。 |
| 備品購入費 | （１）備品とは、1品又は1組の取得価格（消費税含む）が1万円以上のものをいう。（２）上限額は、総額2万円とする。ただし、第2条第2項第2号イ、ウ及び第2条第2項第3号の助成を受けるものは、この限りでない。 |

備考

領収書等により支払いが明確でない経費は、対象経費としない。

別表第2　審査基準表（第8条関係）



別表第3　要件審査表（第8条関係）



別表第4　要件審査表（第8条関係）



様式第1号(第7条関係)

**助成金交付申請書**

年　　月　　日

熊本市長　(宛)

　住所

申請者　　名称

　　　　　代表者

　　　年度熊本市こどもの未来応援基金の助成について、熊本市こどもの未来応援基金実施要綱第７条の規定により下記のとおり申請します。

記

　１　助成の種類

　　（１）第2条第2項第1号ア

　　（２）第2条第2項第1号イ

　　（３）第2条第2項第1号ウ

　　（４）第2条第2項第2号ア

　　（５）第2条第2項第2号イ

　　（６）第2条第2項第2号ウ

　　（７）第2条第2項第3号ア

　　（８）第2条第2項第3号イ

２　助成金申請額

　　金　　　　　　　　円

　３　添付書類

　　（１）事業計画書（様式第1号の2）

　　（２）事業収支計画書（様式第1号の3）

　 （３）その他市長が必要と認める書類

　　　　　（年間スケジュール、会員名簿等）

様式第1号の2（第7条関係）

**事業計画書**

|  |  |
| --- | --- |
| 団体(又は個人)の名称 |  |
| 代表者名 |  |
| 設立時期・活動始期 | 年　　　月 |
| 会員数 | 会員　　　　　名　（うち、運営に携わるもの　　　　　名） |
| 申請事業名（仮称可） |  |
| 活　動　目　的 |  |
| 活　動　内　容 |  |
| 助成を受けたい活動内容とその理由 |  |
| 主な活動場所 |  |
| 主な参加者層※第2条第1項第8号の活動に対し、助成を受けようとする場合のみ記入不要 |  |
| 広報・周知方法 |  |
| 開催回数・頻度※第2条第1項第8号の活動に対し、助成を受けようとする場合のみ記入不要 |  |
| 活動の継続性 |  |
| 今後の活動の展開 |  |
| 関係団体や機関等との連携体制 |  |
| 活動の独自性・先進性 |  |
| 模範的な取り組み |  |
| 見込まれる効果 |  |
| 参加費・会費※第2条第1項第8号の活動に対し、助成を受けようとする場合のみ記入不要 |  |
| 衛生管理体制※第2条第1項第6号及び第8号の活動に対し、助成を受けようとする場合のみ記入 |  |
| 当該助成金の助成回数 | 　　　　　回（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年度） |
| 他の助成金 | 無し　・　有り（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

様式第1号の3（第7条関係）

**事業収支計画書**

　　（単位：円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　　目 | 金額（円） | 内訳 |
| 収入 | 自己資金 |  | 会費 |
|  | 当該事業による収益 |
|  | その他の自己資金 |
|  | 寄附金・協賛金 |
| 熊本市こどもの未来応援基金助成金 |  | 当該事業に対する助成希望額 |
| その他補助金・助成金 |  | 　 |
| 計 | 円 | 　 | 　 |
| 支出 | 対象経費 | 報償費 |  | 　 |  |
| 　 |  |
| 需用費 |  | 　 |  |
| 　 |  |
| 燃料光熱水費 |  | 　 |  |
| 　 |  |
| 役務費 |  | 　 |  |
| 　 |  |
| 使用料及び賃借料 |  | 　 |  |
| 　 |  |
| 備品購入費 |  | 　 |  |
| 　 |  |
| 小計 | 円 | 　 |  |
| 対象外経費 | 　 |  | 　 |  |
| 　 |  | 　 |  |
| 　 |  | 　 |  |
| 　 |  | 　 |  |
| 　 |  | 　 |  |
| 　 |  | 　 |  |
| 　 |  | 　 |  |
| 小計 | 円 | 　 | 　 |
| 計 | 円 | 　 | 　 |

様式第2号（第8条関係）

発第　　　号

　　年　　　月　　　日

住所

申請者　名称

代表者　　　　　　　　様

熊本市長

**助成金交付決定通知書**

　　　　　　年　　月　　日付けで申請のあった　　　　年度熊本市こどもの未来応援基金助成金については、熊本市こどもの未来応援基金実施要綱第8条の規定により下記のとおり交付決定したので通知します。

記

1. 助成金事業等の名称

1. 助成事業等の目的及び対象となる事業
2. 助成対象事業費及び助成金額は、次のとおりとする。

助成対象事業費　　　　　　　　　　円

助成金額　　　　　　　　　　　　　円

1. 助成金は、事業終了後、確定された金額を請求により交付する。

1. 交付の条件は次のとおりとする。

(1)　助成事業等に要する予算を変更し、又は助成事業等の内容を変更しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

(2)　助成事業等を中止し、又は廃止しようとするときは、市長の承認を受けなけれ

ばならない。

　　　(3)　助成事業等が予定の期間内に完了しないとき又は助成事業等の遂行が困難となったときは、遅滞なく市長に報告して、その指示を受けなければならない。

(4)　助成事業終了後30日を経過する又は当該年度の末日のいずれか早い日に助成金実績報告書及び事業収支決算書を市長に提出しなければならない。

(5)　助成事業終了後、市長が求める場合は、活動事例を発表しなければならない。

1. 助成の条件に違反した場合、不正行為がなされた場合その他市長が助成を不適当と

認めた場合は、この決定を取り消し、又は助成決定額を減じることがある。この場合

において、既に交付された助成金があるときは、その返還及び助成金の受領日から納

付の日までの日数に応じ年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を請求する。

1. 前項に規定する請求に応じた助成金の返還等がされない場合において、本市が申請

者に対し支払うべき他の助成金があるときは、当該他の助成金の交付を一時停止する

ことがある。

1. 監査委員が必要と認めたときは、地方自治法第199条第7項の規定により監査をす

ることがある。

1. 市長が必要と認めたときは、地方自治法第221条第2項の規定により、その状況を

調査し、又は報告を徴することがある。

様式第2号の2（第9条関係）

**助成事業計画変更等申請書**

年　　月　　日

　　　熊本市長（宛）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 住　所

申請者　名　称

代表者

　　　　年　月　日付け　発第　号で交付決定があった　　年度熊本市こどもの未来応援基金助成事業については、下記のとおり計画変更したのでご承認願います。

記

１．計画変更の内容

２．計画変更の理由

様式第2号の3（第9条第2項関係）

発第　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　住所

　　申請者　名称

　　　　　　代表者　　　　　　　　　　　様

　　　熊本市長

**助成金交付取消・変更通知書**

　　　年　月　日付け　発第　号で通知した　年度熊本市こどもの未来応援基金助成事業に対する助成金については、熊本市こどもの未来応援基金実施要綱第９条第２項の規定に基づき、次のとおり取消・変更したので通知します。

記

　１　助成金　　　　　　　　　円

　２　取消・変更の理由

様式第3号（第10条関係）

**助成金実績報告書**

　　年　　月　　日

|  |  |
| --- | --- |
| 団体（又は個人）名称 |  |
| 代表者住所 |  |
| 代表者名 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 助成事業名 |  |
| 実施回数 |  |
| 参加延べ人数 | 　　　　　　人（うちこども　　　人、大人　　　人） |
| 主な実施場所 |  |
| 実施内容 | （１）広報の実績（２）主な参加者層（３）活動内容　　 |
| 活動を通じての成果　等 |  |

* 各項目の説明は、別紙でも可。
* 実施した状況がわかるチラシや運営要綱、プログラム、写真等があれば添付してください。
* こども食堂枠は、提供している食事の写真を必ず添付すること。

様式第3号の2（第10条関係）

**事　業　収　支　決　算　書**

（単位：円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　　目 | 金額（円） | 内訳 |
| 収入 | 自己資金 | 　 | 会費 |
| 　 | 当該事業による収益 |
| 　 | その他の自己資金 |
| 　 | 寄附金・協賛金 |
| 熊本市こどもの未来応援基金助成金 |  | 当該事業に対する助成希望額 |
| その他補助金・助成金 | 　 |  |
| 計 | 円 | 　 |  |
| 支出 | 対象経費 | 報償費 | 　 | 　 |  |
| 　 |  |
| 需用費 | 　 | 　 |  |
| 　 |  |
| 燃料光熱水費 | 　 | 　 |  |
| 　 |  |
| 役務費 | 　 | 　 |  |
| 　 |  |
| 使用料及び賃借料 | 　 | 　 |  |
| 　 |  |
| 備品購入費 | 　 | 　 |  |
| 　 |  |
| 小計 | 円 | 　 |  |
| 対象外経費 | 　 | 　 | 　 |  |
| 　 | 　 | 　 |  |
| 　 | 　 | 　 |  |
| 　 | 　 | 　 |  |
| 　 | 　 | 　 |  |
| 　 | 　 | 　 |  |
| 　 | 　 | 　 |  |
| 小計 | 円 | 　 |  |
| 計 | 円 | 　 |  |

様式第3号の3（第10条関係）

**食　料　受　入　一　欄　表**

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ＮＯ | 寄贈日 | 食料寄贈者 | 寄贈品及び個数 | 寄贈品重量（kg) | 寄贈方法 | 特記 |
| １ | 　 | 　 | 　 | 　 |  | 　 |
| ２ |  |  |  |  |  |  |
| ３ | 　 | 　 | 　 | 　 |  | 　 |
| ４ | 　 | 　 | 　 | 　 |  | 　 |
| ５ | 　 | 　 | 　 | 　 |  | 　 |
| ６ | 　 | 　 | 　 | 　 |  | 　 |
| ７ | 　 | 　 | 　 | 　 |  | 　 |
| ８ | 　 | 　 | 　 | 　 |  | 　 |
| ９ | 　 | 　 | 　 | 　 |  | 　 |
| １０ | 　 | 　 | 　 | 　 |  | 　 |
| １１ | 　 | 　 | 　 | 　 |  | 　 |
| １２ | 　 | 　 | 　 | 　 |  | 　 |
| １３ | 　 | 　 | 　 | 　 |  | 　 |
| １４ | 　 | 　 | 　 | 　 |  | 　 |
| １５ | 　 | 　 | 　 | 　 |  | 　 |

様式第3号の4（第10条関係）

**食　料　支　援　一　欄　表**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ＮＯ | 相談者 | 支援内容 |
| 相談日 | 相談者 | 支援先 | 支援日 | 支援方法 | 支援市町村 | 支援品 | 支援品重量(kg) | 特記 | 連携関係機関 |
| １ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ２ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ３ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ４ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ５ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ６ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ７ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ８ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ９ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| １０ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| １１ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| １２ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| １３ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| １４ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| １５ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

様式第4号（第11条第1項関係）

発 第　　　号

　　年　　月　　日

住所

名称

代表者　　　　　　　　　　様

熊本市長

**助成金交付確定通知書**

　　　　年　　月　　日付け　発第　　号で通知した　　年度熊本市こどもの未来応援基金助成事業に対する助成金については、熊本市こどもの未来応援基金実施要綱第11条の規定により確定したので、下記のとおり通知します。

記

助　成　金　　　　　　　　　　　円

様式第5号（第11条第2項関係）

年 　　月　　日

**助成金交付請求書**

熊本市長　（宛）

住所

申請者　団体名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者

　　　　　　年度熊本市こどもの未来応援基金助成金として、下記の金額を交付されるよう請求します。

記

請　求　額　　　　　　　　　　　　　円

振込口座

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 金融機関名 | 銀行・信組 | 本店 |
| 農協・信連 | 支店 |
| 信金・労金 | 出張所 |
| 口座種目及び | 普通 | 口座 | フリガナ |
| 口座番号 | 当座 | 名義人 |  |
|  | № |  |  |

様式第6号（第12条第3項関係）

**助成金概算交付申請書**

　　　年　　　月　　　日

　熊　本　市　長　　（宛）

住　所

申請者　名　称

　　　　　　　代表者

　年　月　日付け　発第　　号で通知のあった　　年度熊本市こどもの未来応援基金助成金について、下記のとおり概算交付いただきますようお願いいたします。

記

１．概算交付申請額　　　　　　　　　　　　　　　　　円

　　２．概算交付申請理由

様式第7号（第12条第4項関係）

発第　　　　号

　　　年　　月　　日

住　所

名　称

代表者　　　　　　　　　　　様

熊本市長

**助成金概算交付通知書**

　　　年　月　日付け　発第　　　号で通知した　　　年度熊本市こどもの未来応援基金助成金については、熊本市こどもの未来応援基金実施要綱第１２条の規定により下記のとおり概算交付する。

記

助成金概算交付額　　　　　　　　　　　　　　　円